

## 目次

### ご案内

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 8月・11月はいばらき働き方改革推進月間です！ | 2 |
| テレワーク導入に関する支援策          | 3 |
| いばらき労働相談センター特別出張相談のご案内  | 4 |
| いばらき名匠塾・在職者訓練事業について     | 5 |
| 就職の悩みは「サポステ」で解決！        | 6 |

### 募集

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| 茨城県女性リーダー登用先進企業募集中です                | 7     |
| 茨城県内企業の経営者と話せる！2020いばらき1Day 仕事体験    | 8     |
| 「カウンセリング傾聴セミナー」参加者募集                | 9     |
| いばらき女性活躍推進会議会員募集                    | 10~11 |
| チャレンジいばらき就職面接会参加者募集・元気いばらき就職面接会のご案内 | 12    |

### お知らせ

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| [労働局から]                       |       |
| 茨城県産業安全衛生大会の開催及び全国労働衛生週間実施要項  | 13    |
| ジョブ・カードの活用促進について              | 14~15 |
| 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう           | 16    |
| 中退共制度のご案内                     | 17    |
| パートタイム・有期労働法について              | 18~19 |
| 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得出来るようになります | 20    |
| [労働委員会から]                     |       |
| 労働委員会の窓から                     | 21    |
| 無料労働相談会のご案内                   | 22~23 |

2020 8月11日



# いばらき 働き方改革推進月間

ひとつ働き方を変えてみよう。



ノー残業デーや仕事の見直し  
テレワークや時差出勤など  
できることから取り組みましょう

詳しくは

茨城県 働き方改革

検索



**主催 いばらき働き方改革推進協議会**

一般社団法人茨城県経営者協会, 茨城県商工会議所連合会, 茨城県商工会連合会,  
茨城県中小企業団体中央会, 日本労働組合総連合会茨城県連合会, 茨城県社会保険労務士会,  
茨城県市長会, 茨城県町村会, 茨城労働局, 茨城県

## テレワーク導入に関する支援策

新型コロナウイルス感染症予防対策として、在宅勤務やサテライトオフィス勤務などのテレワークが有効な手段です。テレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度など、様々な支援がありますのでご紹介いたします。（下記参照）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、事業継続のための様々な課題にワンストップで対応するため、相談窓口を「よろず支援拠点」に設けて専門家による無料相談支援を行っております。テレワークの導入や助成金等の活用等についても、専門家派遣により対応いたしますので、ぜひご活用ください。

**茨城県よろず支援拠点 電話:029-224-5339**

◎詳しい内容は、下記URL（よろず支援拠点ホームページ）をご覧ください。  
<https://yorozu-ibaraki.jimdofree.com/>

### 補助金・助成金

#### ○中小企業生産性革命推進事業【経済産業省】

テレワーク導入に活用できるIT導入補助金や持続化補助金など、生産性向上や制度変更への対応に取り組む中小企業者が利用できる補助金・助成金をご紹介します。

<https://seisansei.smrj.go.jp/>

#### ○働き方改革推進事業助成金（テレワークコース）【厚生労働省】

時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、テレワークに取り組む中小企業事業主への助成金です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/telework\\_10026.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html)

### 情報サイト・相談窓口

#### ○テレワーク総合ポータルサイト【厚生労働省】

テレワークに関する様々な情報をご覧いただけます。テレワーク導入をご検討されている企業様、テレワークに関心のある方はぜひご活用ください。

<https://telework.mhlw.go.jp/>

#### ○テレワークの推進【総務省】

総務省におけるテレワーク推進施策全般についてのポータルサイトです。テレワークマネージャー派遣事業やテレワークの導入・活用の際に役立つ情報も掲載しています。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/telework/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/)

#### ○テレワーク相談センター【厚生労働省】

企業のテレワーク（在宅勤務やモバイルワーク）導入・推進の相談窓口です。テレワーク導入の疑問をはじめ、助成金申請手続きについての相談も受け付けています。

<https://www.tw-sodan.jp/>

#### ○日本テレワーク協会

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを緊急導入される企業等向けに、日本テレワーク協会下会員企業・団体によるテレワーク緊急導入支援プログラムを紹介しています。

<https://japan-telework.or.jp/>

# いばらき労働相談センターのご案内

新型コロナウイルス感染拡大の影響による賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。

いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。

ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。

メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。

また、**特別出張相談**を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）あてお問い合わせください(事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能)。

- ・相談窓口
- ・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）  
 第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）  
 ※日曜日、祝日、年末年始は休業

- ・場所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階  
 029-233-1560  
 rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

- ・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、  
 職場でのいじめ、パワハラ、セクハラなど

- ・特別出張相談

|     | 日にち     | 会場                   |
|-----|---------|----------------------|
| 9月  | 10日 (木) | 筑西市役所 本庁舎2階会議室202    |
|     | 15日 (火) | つくば市役所 コミュニティ棟3階会議室A |
|     | 17日 (木) | 日立シビックセンター 5階504号    |
|     | 23日 (水) | 鹿嶋市勤労文化会館 会議室1       |
|     | 29日 (火) | 県南生涯学習センター 小講座室2     |
| 10月 | 1日 (木)  | 日立市役所 本庁舎5階502号会議室   |
|     | 6日 (火)  | つくば市役所 本庁舎3階会議室302   |
|     | 8日 (木)  | 鹿嶋勤労文化会館 会議室2        |
|     | 14日 (水) | 県南生涯学習センター 小講座室2     |
|     | 15日 (木) | 筑西市役所 本庁舎3階303会議室    |
|     | 20日 (火) | 常陸太田市役所 本庁舎2階201会議室  |
|     | 23日 (金) | 取手市役所 議会棟第3委員会室      |
|     | 27日 (火) | つくば市役所 本庁舎3階会議室302   |

# いばらき名匠塾・在職者訓練について

～ 技能人材の育成をサポートします ～

県内5つの県立産業技術専門学院では、「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として各種技能講習を実施しています。是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

## いばらき名匠塾

ものづくりマイスター（茨城県知事の認定）等の優れた技能者が、培ってきた高度で専門的な技術や技能を伝承する場として、「いばらき名匠塾」を実施しています。

【訓練コース】機械系職種（旋盤・フライス盤等）、金属加工系職種（構造物鉄工・溶接等）、電子技術系職種（電子・電気機器組立等）など

【対象者】中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20～30代）

【定員】各コース5名以内（各産業技術専門学院で1コース（筑西のみ2コース）実施）、定員30名

【訓練時間】48時間（訓練日は土日又は平日の夜等、希望に応じて調整します。）

【受講料】1人あたり3,040円

## 在職者訓練（スキルアップセミナー）

機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、4つのコースでお仕事に必要な技能習得をサポートします。

| コース        | 講座の内容・実施例   | 定員                     | 訓練時間          | 受講料                       |
|------------|---|------------------------|---------------|---------------------------|
| 技能向上       | 電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、新入社員研修 など   | 1講座あたり<br>10～30名<br>程度 | 12～20時間<br>程度 | ※労働安全衛生法に基づく講座は<br>2,750円 |
| IT         | 機械・建築CAD講座、ホームページ作成講座、基本情報技術者試験対策 など  |                        |               |                           |
| オーダーメイド    | 企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。<br>品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工 など | 5～20名<br>程度            |               |                           |
| 技能ブラッシュアップ | 技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。<br>普通旋盤作業訓練（日立）  | 8名程度                   | 最長<br>210時間   | 15,200円                   |

### 【問い合わせ先】

|                |                    |                  |
|----------------|--------------------|------------------|
| ○茨城県産業戦略部労働政策課 | （水戸市笠原町 978-6）     | TEL 029-301-3653 |
| ○県立水戸産業技術専門学院  | （水戸市下大野町 6342）     | TEL 029-269-2160 |
| ○県立日立産業技術専門学院  | （日立市西成沢町 3-9-1）    | TEL 0294-35-6449 |
| ○県立鹿島産業技術専門学院  | （鹿嶋市林 572-1）       | TEL 0299-69-1171 |
| ○県立土浦産業技術専門学院  | （土浦市中村西根番外 50-179） | TEL 029-841-3551 |
| ○県立筑西産業技術専門学院  | （筑西市玉戸 1336-54）    | TEL 0296-24-1714 |



**ハロートレーニング**  
— 急がば学べ —

在職者訓練は茨城県が実施する  
公的職業訓練（ハロートレーニング）です



# 就職の悩みは「サポステ」で解決!!



## サポステとは

地域若者サポートステーション（愛称「サポステ」）では、働くことに悩みを抱える若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への就労体験等により、就労に向けた支援を行っています。

茨城県内には水戸市、筑西市、つくば市の3カ所にサポステが設置されており、厚生労働省から委託を受けた、全国の若者支援の実績やノウハウのある一般社団法人等が実施しています。

### ★ サポステの支援対象者 ★

「働きたいけど、どうしたらよいのかわからない・・・」

「働きたいけど、自信が持てず一步を踏み出せない・・・」

「働きたいけど、コミュニケーションが苦手で・・・不安」

「働きたいけど、人間関係のつまずきで退職後、ブランクが長くなってしまった・・・」

など、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方

## 利用料金

相談・支援は無料です。

※プログラムの内容により参加費、交通費等を自己負担していただくことがあります。



## どのように相談したらよいのか

電話による相談、個別面接（事前予約制）を行っています。また、一部の市町村やハローワークでの出張相談も実施しています。オンラインによる相談を実施しているサポステもあります。まずはお気軽にお問い合わせください。本人からの相談はもちろんのこと、ご家族からの相談も受け付けています。

### 「サポステ」に関する問合せ先

- いばらき若者サポートステーション（水戸市赤塚1丁目1番地 ミオスビル1階）  
電話：0120-717-557 / FAX：029-259-2774  
E-mail：info@ibasapo.com / HP：https://ibasapo.com
- いばらき県西若者サポートステーション（筑西市西方1790-29）  
電話：0296-54-6012 / FAX：0296-54-6013  
E-mail：hola@iw-saposute.org / HP：http://www.iw-saposute.org/
- いばらき県南若者サポートステーション（つくば市東新井28-4 新井マンションⅡ2-C）  
電話：029-893-3380 / FAX：029-893-3381  
E-mail：info@saposute-tsukuba.jp / HP：http://saposute-tsukuba.jp/
- 茨城県産業戦略部労働政策課 人材育成グループ（県庁舎16階）  
電話：029-301-3653 / FAX：029-301-3649

# 「令和2年度茨城県女性リーダー登用先進企業表彰」の募集

いばらき女性活躍推進会議では、女性の登用に取り組み、登用実績が優れている企業等を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰します。  
令和2年度の表彰候補企業を募集いたしますので、積極的なご応募をお待ちしております。

## 表彰制度の概要

### ●対象

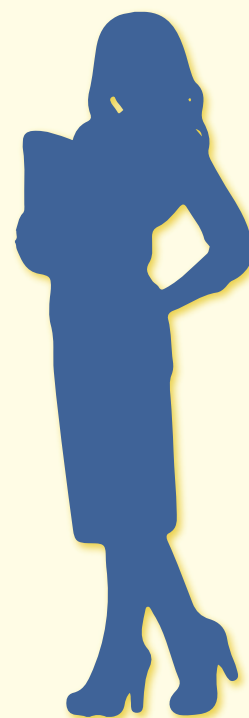
茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業等

### ●表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録を行っていること。
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。
- 3 一般事業主行動計画に、管理職等への女性の登用に関する数値目標を掲げ、登用促進のための取組を実施していること。
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。

または役員に1人以上の女性を登用していること。

など



### ●表彰候補企業の募集

- 1 募集方法 自薦および県内経済団体等からの推薦
- 2 募集期間 **令和2年7月1日(水)～11月30日(月)**
- 3 応募方法 推薦書(様式1)及び推薦調書(様式2)に必要事項を記載の上、関係書類を添えて、郵送又は持参してください。
- 4 その他 表彰要件の詳細及び推薦書類の様式など、詳しくは県労働政策課ホームページ(下記URL・右記QRコード)にてご確認ください。

※昨年度の表彰式の様子等もご覧いただけます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/jokatsu/hyousyou.html>



### ●被表彰企業の決定

登用実績及び取組内容(育成、評価・登用、職場風土等)を総合的に評価し、優良賞と特別優良賞を授与します。

- 1 優良賞 取組内容が優れていると認められる企業
- 2 特別優良賞 取組内容及び登用実績が特に優れていると認められる企業

提出  
問合せ先

## 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

住所：茨城県水戸市笠原町 978-6

電話：029(301)3635 (直通) ●FAX：029(301)3649 ●メール：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県内企業の経営者と話せる！

# 2020**いばらき** 1Day 仕事体験

茨城県では、県内外の大学生等を対象とした「1Day 仕事体験」を実施します。

県内で活躍する経営者の考え方に触れ、企業活動の核心を知ることができる内容となっています。

参加学生を募集していますので、興味のある方はぜひご連絡ください。

《実施期間》 2020年8月～2021年2月  
主に学生の夏季・冬季・春季休みの時期の1日程度実施

《対象学生》 茨城県内企業に興味のある学生（年次は問いません）

《参加対象企業》 県内企業  
（企業情報・実施プログラムの詳細▼事業を委託しているNPO法人雇用人材協会のHPからご覧いただけます。<http://koyou-jinzai.org/education/>）  
※企業情報は随時更新します。

## 【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室 Tel：029-301-3645  
または  
NPO法人雇用人材協会 Tel：029-300-1738  
E-mail：[info@koyou-jinzai.org](mailto:info@koyou-jinzai.org)

【お申し込みフォームURL】 <https://forms.gle/ism5cPtofNPEWtBP6>



いい顔で働こう。 主催：茨城県  
令和2年度山梨大学・茨城県産業活性化事業  
インターンシップ/いばらき1Dayプログラム

1 経営者の行動や発言に触れて自己XXにつなげよう!!  
Xの答えは裏面下

2 オンラインではOOでないリアルな職場見学と職人との交流OO  
Oの答えは裏面下

3 経営者や若手社員との雑談の中に△のヒントが!!  
△の答えは裏面下

4 経営者からのフィードバックで自分の体験を?的にとらえよう!!  
?の答えは裏面下

2020 いばらき 1Day 仕事体験  
茨城県内企業の経営者と話せる

実施期間 2020年8月～2021年2月 ※山梨大学の夏季・冬季・春季休みの時期の1日程度実施  
申込期間  
対象者 県内外で学ぶ学生(学年不問・どなたでも!) ※実習先企業まで自力で行ける方

運営委託先  
NPO法人 EHO 雇用人材協会 水戸市三の丸1-7-41 <http://koyou-jinzai.org/>  
Tel: 029-300-1738 E-Mail: [info@koyou-jinzai.org](mailto:info@koyou-jinzai.org)

申し込み方法  
① 募集の実施企業リストから希望する企業を選び、②下記URLまたは右記QRコードからお申し込み下さい。  
③申し込みを受理後、担当よりご連絡いたします。URL: <https://forms.gle/ism5cPtofNPEWtBP6>  
※不明な点などございましたら、NPO法人雇用人材協会までお問い合わせください。(平日9:00～18:00) 担当 宇藤 浩一

受入れ企業の情報など  
詳しくは  
NPO法人雇用人材協会の  
ホームページをご覧ください。  
<http://koyou-jinzai.org/education/>



役立つ！活かせる！

# カウンセリング

# 傾聴セミナー

## 参加者募集



職場で

家庭で



ボランティアで

コロナ禍の中で、人と人との繋がりや、気持ちを通い合わせることの大切さを実感された方が多かったと思います。また、皆さんの周囲にも、今現在、感染の不安や生活の不安、学校や職場に関する不安を抱きながら生活されている方もおられるのではない

でしょうか。このような時こそ、相手の言葉や心に耳を傾け、丁寧に話を聴くことができるといいですね。

このセミナーでは少人数のあたたかな雰囲気の中で、傾聴を体験的に学んでいきます。「最近心が疲れ気味…」という方も、ほっと一息できるような瞬間があるかもしれません。皆さんのご参加をお待ちしています。

【日 時】 令和2年 10月10日 土曜日 午前10時～午後4時

【会 場】 茨城県産業会館 中会議室（水戸市桜川2-2-35 水戸駅南口より徒歩4分）

【講 師】 （公財）茨城カウンセリングセンター 主任カウンセラー 伊東 聡枝  
非常勤カウンセラー 羽生真規子

【定 員】 10名（定員になり次第締め切ります）

【参加費】 8,800円（昼食費込・当センターの会員の方には割引制度があります）  
※当日キャンセルの場合は昼食代（1,500円）をご負担いただきます。



セミナー内容



お知らせ

|   |                 |                     |
|---|-----------------|---------------------|
| 午 | <講義>            | 話の聴き方の基本            |
| 前 | <ミニ実習>          | こころがほぐれるような楽しいワーク   |
|   | 昼食（おいしいお弁当がです♪） |                     |
| 午 | <講義>            | 実践的な傾聴の技法           |
| 後 | <演習>            | 傾聴の体験（どなたでもできる内容です） |

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より参加人数を減らし、可能な限り座席の距離を確保します。また、室内物品の消毒や換気を行います。
- ・グループでの演習を実施しますので、マスクの着用、手指の消毒等感染予防にご協力ください。

お申込は・・・電話、FAX または E-mail で（公財）茨城カウンセリングセンターまで

TEL：029（225）8580 FAX：029（225）1872 E-mail：iccnet@sunshine.ne.jp

振込口座：常陽銀行本店 普通預金 No.1619476 （公財）茨城カウンセリングセンター

FAX用申込書 カウンセリング傾聴セミナー（R2.10.10）に参加申し込みます。

氏名 \_\_\_\_\_

携帯電話 \_\_\_\_\_

〒

住所 \_\_\_\_\_

所属または職業 \_\_\_\_\_

# いばらき女性活躍推進会議

女性活躍に取り組む

## 会員企業を募集します！

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍  
推進会議

(推進会議ロゴマーク)

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって男女が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めています。

女性はもちろん男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある茨城の実現をめざし「いばらき女性活躍推進会議」を設立しました。

推進会議では、この会議の設立趣旨に賛同していただける企業を募集しています。

### 会員登録のメリット

会費  
無料

- 企業が抱える女性活躍推進についての課題解決のヒントとなる各種講演会、研修会 等についてご案内いたします。
- 会議のロゴマークを活用することでイメージアップにつながります。
- 県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を支援します。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649

Mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

(労働政策課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/joseikatsuyaku.html>



# いばらき女性活躍推進会議 会員募集のご案内 (会費無料)

いばらき女性活躍推進会議では、設立趣旨をご理解いただき本会にご参加いただける会員を募集しております。

趣旨に賛同し、加入を希望される方は、本書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、下記の事務局にお送りください。

## ●基本情報

|                       |  |   |   |   |
|-----------------------|--|---|---|---|
| 団体／企業名<br>(名簿に記載されます) | フリガナ   |   |   |   |
|                       |  |   |   |   |
| 代表者の役職名・氏名            | フリガナ   |   |   |   |
|                       |  |   |   |   |
| 主要業種                  | <input type="checkbox"/> 鉱業<br><input type="checkbox"/> 情報通信業<br><input type="checkbox"/> 不動産業<br><input type="checkbox"/> サービス業 | <input type="checkbox"/> 建設業<br><input type="checkbox"/> 運輸業<br><input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業<br><input type="checkbox"/> 団体 | <input type="checkbox"/> 製造業<br><input type="checkbox"/> 卸売、小売業<br><input type="checkbox"/> 医療、福祉<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業<br><input type="checkbox"/> 金融・保険業<br><input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業 |
| 全従業員数                 | 正社員  | 人   | パート勤務者等   | 人   |
| (うち女性従業員数)            | (正社員   | 人   | パート勤務者等   | 人)  |
| 所在地                   | フリガナ   |   |   |   |
|                       | 〒  |   |   |   |

## ●ご担当者

|                |      |     |        |  |
|----------------|------|-----|--------|--|
| 所属／氏名          | フリガナ |     |        |  |
|                |      |     |        |  |
| TEL・FAX・E-Mail | TEL  | FAX | E-Mail |  |

## ●女性活躍推進状況の「見える化」項目

| 項目   | 実績値                     |
|--|-------------------------|
| 管理職（課長相当職以上）の女性割合<br>※管理職数に占める女性の割合<br>(女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)                         | % (令和 年 月時点)<br>( 人中 人) |
| 社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）   | 時間 (令和 年 月時点)           |
| 男性社員の育児休業・休暇等取得率（1年間）<br>※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業取得者の割合<br>(育児休業等を取得した男性社員÷配偶者が出産した男性社員) | % (令和 年 月時点)<br>( 人中 人) |

※1 記入された内容（所在地、担当者名、連絡先は除く）は、原則としてHP上に公開します。

※2 記入された内容について、事務局より確認のお電話をさせていただくことがございます。

※3 「見える化」項目については、最新の情報を年に1回ご報告ください。

## ■企業情報および個人情報の取扱について

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、公表する項目を除き、本会議に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

**事務局** いばらき女性活躍推進会議事務局（茨城県産業戦略部労働政策課 茨城県水戸市笠原町978-6）  
 FAX 029-301-3649 ☎ 029-301-3635 E-Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp  
 ※この様式は、茨城県労働政策課のホームページから、ダウンロードすることもできます。

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

# 令和2年度 チャレンジいばらき就職面接会 参加企業・参加者募集！

参加費無料  
要事前申込

【対象者】 令和3年3月大学院・大学・短大・専修学校等卒業予定者及び既卒未就職者

|               | 開催日         | 場所                        | 参加企業数              |
|---------------|-------------|---------------------------|--------------------|
| 水戸会場<br>(1日目) | 10月26日(月曜日) | ホテルレイクビュー水戸<br>水戸市宮町1-6-1 | 80社<br>(午前・午後各40社) |
| 水戸会場<br>(2日目) | 10月28日(水曜日) | 県水戸合同庁舎<br>水戸市柵町1-3-1     | 40社<br>(午前・午後各20社) |
| 土浦会場<br>(1日目) | 10月20日(火曜日) | ホテルマロウド筑波<br>土浦市城北町2-24   | 60社<br>(午前・午後各30社) |
| 土浦会場<br>(2日目) | 11月5日(木曜日)  | ホテルマロウド筑波<br>土浦市城北町2-24   | 60社<br>(午前・午後各30社) |

※お申込方法など詳しくは労働政策課ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r\\_challenge\\_mensetsu.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r_challenge_mensetsu.html)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催内容等が変更になる場合があります。

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645

## 「元気いばらき就職面接会(水戸会場)」を実施します！

若者（学生を含む）や離職され求職中の方，就職氷河期世代の方を対象に，合同就職面接会を開催します。

- 開催日時 令和2年9月11日(金曜日)  
13:30～15:30(受付13:00～)
- 会場 県水戸合同庁舎2階 大会議室  
(水戸市柵町1-3-1)
- 対象求職者 若者（学生を含む）や離職され求職中の方  
就職氷河期世代の方
- 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 約20社
- 詳細 「令和2年度元気いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、  
元気いばらき就職面接会HPをご参照ください。  
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r1genki.html>

参加費無料  
事前申込不要

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645

## 令和2年度 全国労働衛生週間

スローガン「みなおして 職場の環境 からだの健康」



### <趣旨>

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、本年度で71回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしています。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めています。

このような状況を踏まえ、本年度は、「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

### <期間>

10月1日から10月7日まで（準備期間 9月1日から9月30日まで）

### <実施事項>

全国労働衛生週間中に実施する主な事項として、①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の取組を展開するようお願いいたします。なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとさせていただきます。

【お問い合わせ先】茨城労働局労働基準部健康安全課 TEL029-224-6215

## 令和2年度「茨城県産業安全衛生大会」は表彰式のみで開催となります！

茨城県産業安全衛生大会は、全国労働衛生週間行事の一環として、県内の関係者が一同に会し、開催しています。例年は、安全衛生担当者以外の従業員の家族の皆様誰もが参加できる企画を設けて幅広い参加を呼び掛けているところです。しかし、本年度は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、規模を縮小し関係者に限って表彰式のみを開催することとしています。

人材の採用も、社員の育成も、  
ジョブ・カード



- 1 自己理解
- 2 人材の活性化
- 3 人材のスキルアップ
- 4 生産性向上

ジョブ・カードは、  
あなたの職業能力を「見える化」し、  
キャリア形成に役立てることができる  
キャリア・プランニングツールです。  
ぜひ、ご活用ください。

田中道子 © オスカープロモーション





ここがポイントです！



**1**  
人材確保  
応募者の職業能力を的確に把握

**2**  
人材の活性化  
従業員のモチベーションアップ

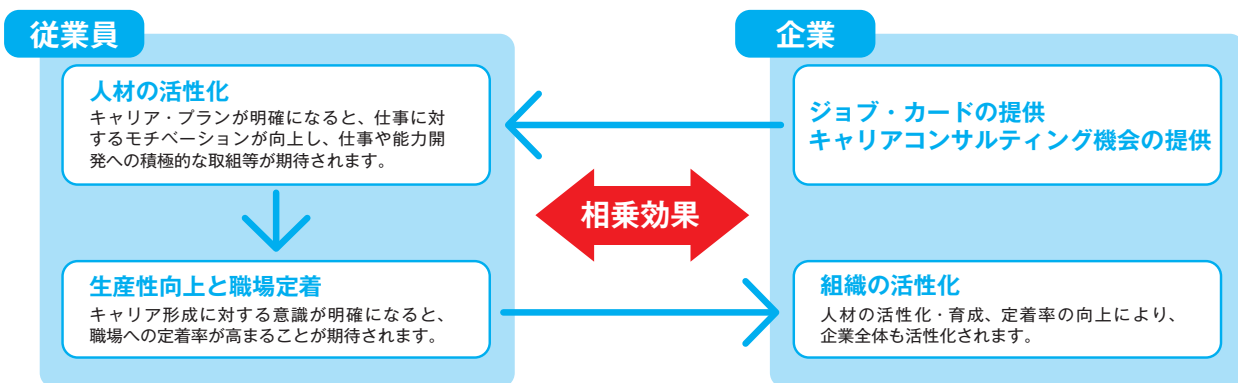
**3**  
人材のスキルアップ  
従業員の教育訓練受講や雇用型訓練の実施

**4**  
生産性向上  
人材の活性化や定着率の向上により生産性も向上

## ジョブ・カードを使ってキャリア・プランニング！

### 従業員の成長を支援し企業の成長につなげます

ジョブ・カードは、従業員一人ひとりが自分自身のキャリアを見つめなおし、成長することを手助けするツールです。ジョブ・カードを書くことで、仕事や能力開発に目的意識を持って取り組むことができようになり、職場への定着率の向上も期待できます。その結果、企業組織全体の活性化も期待されます。



#### こんな使い方も！

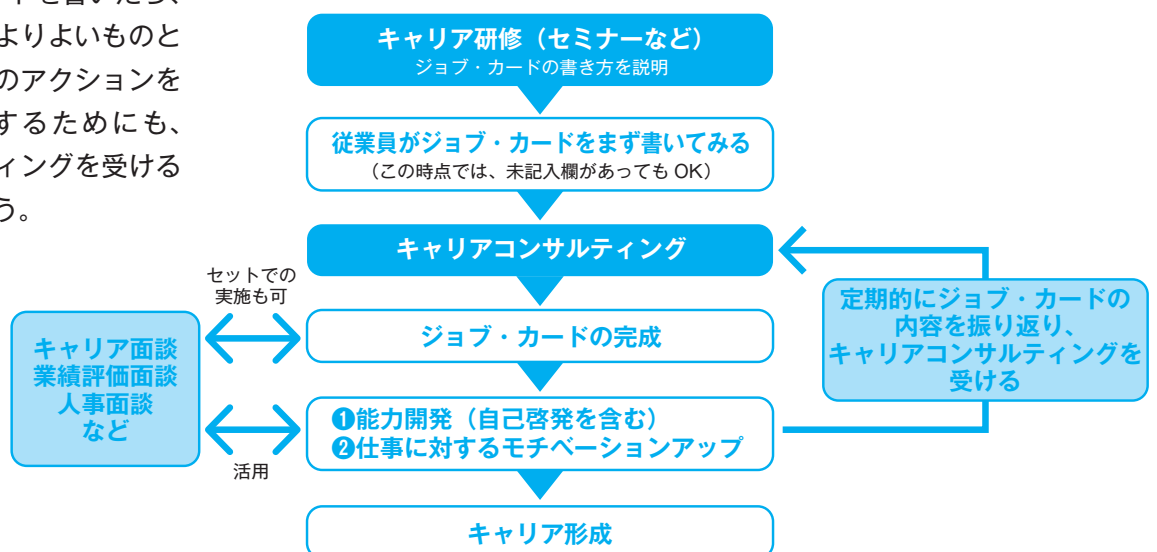
若手従業員には、学生向けジョブ・カード（様式 1-2）を使うこともできます。学生時代にどのような成長をしたのか、企業内研修で学んだことは何か等を把握するときに有効です。

#### 生産性向上のため

ジョブ・カードは、従業員が教育訓練を受講したり、雇用型訓練を実施して助成金を受けるときにも活用できます。

## キャリアコンサルティングを活用する

従業員がジョブ・カードを書いたら、キャリア・プランをよりよいものとし、キャリア形成へのアクションをより確実なものとするためにも、キャリアコンサルティングを受けるよう働きかけましょう。



◎詳しくは「ジョブ・カード制度総合サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局またはキャリア形成サポートセンターへお問い合わせください。

ジョブ・カード  
制度総合サイト

<https://jobcard.mhlw.go.jp/>

ジョブ・カード制度総合サイト

検索



# 新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

## ●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

### 〈労使協定で定める事項〉

#### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

#### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

#### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

#### ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

## 年次有給休暇の時間単位での付与に関する労使協定(例)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

(対象者)

第1条 すべての労働者を対象とする。

(日数の上限)

第2条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は5日以内とする。

(1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休)

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

(取得単位)

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 総務部長 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

## ●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

### 1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

|               |              |
|---------------|--------------|
| 5日            | 5日           |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

|               |              |
|---------------|--------------|
| 15日           | 5日           |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

### 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

| 方式      | 年次有給休暇の付与の方法   | 適した事業場、活用事例                          |
|---------|----------------|--------------------------------------|
| 一斉付与方式  | 全従業員に対して同一の日付与 | 製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 班・グループ別に交替で付与  | 流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用  |

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

**労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。**



**有利**

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも  
加入できます

事業主と生計を一にする  
同居の親族のみを雇用する  
事業所の従業員も、次の条件を  
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
  - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

# ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

**安心**

国の制度だから  
安心・確実

掛金の助成を  
受けることができます

**簡単**

外部積立型だから  
管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

## 中退共制度のしくみ

### ① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

### ② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

### ③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう  
略称：中退共



ちゅうたくん きょうちゃん

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

# 2020年4月1日より、 パートタイム・有期雇用労働法が施行されました！

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)  
正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が禁止されています！

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法※1 や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）**、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されています。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

## 【中小企業の範囲とは？】

①「資本金の額または出資の総額」と②「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

| 業種                         | ①資本金の額又は出資の総額 | ②常時使用する労働者の数 |
|----------------------------|---------------|--------------|
| 小売業                        | 5,000万円以下     | 50人以下        |
| サービス業(サービス業、医療・福祉等)        | 5,000万円以下     | 100人以下       |
| 卸売業                        | 1億円以下         | 100人以下       |
| その他の業種(製造業、建設業、運輸業等上記以外全て) | 3億円以下         | 300人以下       |

## 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

### 均衡待遇規定<法第8条>

#### (不合理な待遇差の禁止)

①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

### 均等待遇規定<法第9条>

#### (差別的取扱いの禁止)

①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

① 均衡待遇規定について、個々の待遇※3ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>

※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

② 均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>

③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン（指針）**を策定。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

|            | パート   | 有期      | 派遣           |
|------------|-------|---------|--------------|
| 均衡待遇規定     | ○ → ◎ | ○ → ◎ ① | △ → ○ + 労使協定 |
| 均等待遇規定     | ○ → ○ | × → ○ ② | × → ○ + 労使協定 |
| ガイドライン（指針） | × → ○ | × → ○ ③ | × → ○        |

# 「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

## 給与明細書

|        |   |
|--------|---|
| 基本給    | 円 |
| 役職手当   | 円 |
| 通勤手当   | 円 |
| 賞与     | 円 |
| 時間外手当  | 円 |
| 深夜出勤手当 | 円 |
| 休日出勤手当 | 円 |
| 家族手当   | 円 |
| 住宅手当   | 円 |

### 基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

### 役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)  
特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)  
精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

### 通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

### 賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

### 時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

### 家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ  
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



# 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

(施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

## <改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
  - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

### 第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



厚生労働省

茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-8511水戸市宮町1-8-31 電話:029-277-8295

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



## 労働委員会の窓から

令和2年6月1日～令和2年7月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご利用ください。

### ❁ 今期の事件の状況

#### ❁ 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。  
係属中の事件は3件です。

#### ❁ 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

#### ❁ 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・調整事件、個別あっせん事件とも、当該期間中に新規申請はありませんでした。  
係属中の事件はありません。



### ❁ 労働委員会講座

#### 個別的労使紛争のあっせん

労働条件その他労働関係に関する個々の労働者と使用者との間の紛争(個別的労使紛争)が発生し、当事者間で解決できない場合、労働委員会は個別的労使紛争の解決に向けた**あっせん**を行っています。

**あっせん**は、労働委員会の会長によって指名されたあっせん員が、当事者双方の主張の要点を確かめ、当事者間の話し合いを取り持ち、あるいは相互の主張の歩み寄りを勧めることにより、当事者間の自主的な解決を支援する手続きです。簡易かつ迅速に当事者の自主的な合意形成を図ることを目的としています。

**あっせん**では、原則として、公益委員、労働者委員、使用者委員からそれぞれ1名のあっせん員が指名され、三者構成のあっせん員が手続きに参加します。

是非、ご利用ください。



#### 【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)  
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp  
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

**無料**

労使間のトラブルでお困りの方、  
**無料**で解決をお手伝いします！

# 労働相談会

パワハラ

解雇

まずは  
ご相談ください!!



- ◆労働問題に関する豊富な知識と経験がある茨城県労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員など）が、ご相談に応じます。
- ◆労働者、使用者どちらのご相談もお受けいたします。
- ◆正社員、契約・派遣社員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません。

|     | 日時                       | 会場                                    |
|-----|--------------------------|---------------------------------------|
| 第1回 | 10月1日（木）<br>17:00～19:00  | 鉾田合同庁舎<br>（鉾田市鉾田1367-3）               |
| 第2回 | 10月15日（木）<br>17:00～19:00 | 県庁23階<br>茨城県労働委員会事務局<br>（水戸市笠原町978-6） |
| 第3回 | 10月29日（木）<br>17:00～19:00 | 土浦合同庁舎<br>（土浦市真鍋5-17-26）              |

ご予約  
お問い合わせ

- ◆事前予約制です。
- ◆前日までに、下記へお電話でご予約ください。

茨城県労働委員会事務局 水戸市笠原町978-6（県庁23階）  
☎029-301-5563 受付時間 8:30～17:15  
（土日祝日を除く）

## 【相談事例】

### 労働者個人から

- ◆職場の先輩からパワハラ・嫌がらせを受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆勤務先の社長から、会社の経営が厳しいから辞めてくれと言われた。退職しなければならないのか。
- ◆仕事でミスをしたことを理由に突然解雇された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。

### 使用者から

- ◆社員に配転命令をしたが、理由なく拒否された。
- ◆社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。
- ◆経営不振で労働条件を変更したいが社員との話し合いがうまくいかない。

## 労働委員会とは・・・

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労使間のトラブルを解決するための行政機関です。

## あっせんとは・・・

「あっせん員」が、公正・中立な立場で労使双方の主張を確かめ、労使間の解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いによりトラブルが解決されるよう支援する制度です。

## 労働委員会の主な業務

無料

秘密厳守

- 1 労働組合と使用者とのトラブル解決をサポートします。(あっせん・調停・仲裁)
- 2 労働者個人と使用者とのトラブル解決をサポートします。(個別的労使紛争のあっせん)
- 3 不当労働行為の審査を行い、必要な救済命令を出します。

<ご相談とお問い合わせはこちらまで>

## 茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978-6(県庁23階)

☎029-301-5563(労使紛争のあっせん等)

☎029-301-5568(不当労働行為の審査)

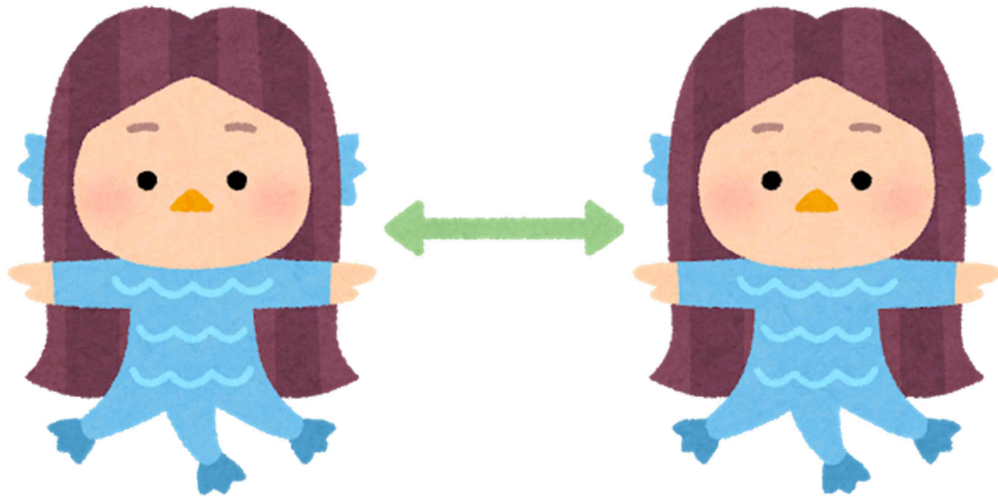
✉アドレス roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県労働委員会

検索



ガイドラインに沿って  
感染防止に取り組み  
実施いたします。



茨城労働 Seed  
9月号 第719号  
茨城県産業戦略部労働政策課  
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
令和 2 年 9 月発行 TEL 029-301-3635  
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>